

さ情審査答申第118号  
平成27年11月19日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成27年5月11日付けで貴職から受けた、「西区役所福祉課が保有する保護課からの文書・現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について平成25年10月28日付け・生活保護法第78条による不正受給事例の告訴等の取扱いについて平成26年4月30日付けの文書管理規則に基づいて供覧したことがわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年3月18日付け西健福第1738号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、文書管理規則に基づき供覧（又は回覧）した当該行政情報の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不存在は違法かつ不当。
- (2) 開示しない理由の「文書管理システムによる合議を用いて職員への周知徹底を行ったわけではなく」とあるが、不適切な文書の扱いであり、

内容も理解できません。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述においておおむね以下のように説明している。

- 1 本開示請求に係る行政情報の対象となった「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について 平成25年10月28日付け」（以下「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について」という。）については、平成25年10月28日に庁内電子メールによりさいたま市保健福祉局福祉部保護課（以下「保護課」という。）長発出の通知として、平成25年10月25日付事務連絡の厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び平成21年3月9日付社援保発第0309001号の資料が送付された。

また、「生活保護法第78条による不正受給事例の告訴等の取扱いについて 平成26年4月30日付け」（以下「生活保護法第78条による不正受給事例の告訴等の取扱いについて」という。）については、平成26年4月30日に庁内電子メールにより保健福祉局福祉部長通知として、関連資料と共に通知がされた。

- 2 これらの通知を受けて、次のように事務処理を行った。

「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について」については、メール本文と通知文等の添付ファイルを印刷し、メール本文に既読の確認の押印をする形で課長、管理係長、保護第1係及び保護第2係職員を対象に回覧を行った。

「生活保護法第78条による不正受給事例の告訴等の取扱いについて」については、メール本文と通知文等の添付ファイルを印刷し、メール本文に既読の確認の押印をする形で課長、保護第1係及び保護第2係職員を対象に回覧を行った。

実施機関では、請求に係る行政情報について、文書管理システムによる合議を用いて職員への周知徹底を行ったわけではなく、簡易な手法を用いて周知徹底を行ったため、当該文書は不存在である。

- 3 庁内文書は、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第13条第3号では供覧しなければならない文書からは除かれている。

実務上では、庁内文書とは、「市の機関内で相互に送達する文書及び機関の間で相互に送達する文書を指す」と認識している。そのため保護課から西区役所福祉課あてに送られた文書は、市長部局内で相互に送達する文書

に該当するため、庁内文書となる。

供覧とは、文書事務の手引では、「関係者に見せること、又は見せて指示を受けること」と定義している。「報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された庁内文書」は、文書管理規則第13条で供覧しなければならない文書からは除かれているが、必要に応じ所属課の判断で供覧も可能である。

- 4 今回請求の対象となった西区役所福祉課が保有する保護課からの文書は、「庁内文書のうち、報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された文書」に該当するため、回覧により周知したことは不適切な文書の取扱いではない。

西区役所福祉課としては、今後生活保護の決定や生活保護者の処遇に係わる重要な文書が送付されてきたときは、現在所属する職員だけではなく異動してきた職員でも確認して周知できるようにする必要があると考えられるため、電子文書管理システムで記録し、供覧で周知をするよう改めていく。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が開示請求を行った「西区役所福祉課が保有する保護課からの文書・現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について平成25年10月28日付け・生活保護法第78条による不正受給事例の告訴等の取扱いについて平成26年4月30日付け（以下2件の文書を「本件開示請求に係る文書」という。）の文書管理規則に基づいて供覧したことがわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書については文書管理システムにより職員への周知徹底を行ったわけではなく、簡易な手法を用いて周知徹底を行ったため存在しないとして、本件対象行政情報不存在による不開示決定を行った。これに対し、異議申立人は本件処分を取り消し、文書管理規則に基づき供覧（又は回覧）した当該行政情報を開示せよと主張し、本件異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件開示請求に係る文書は保護課から西区役所福祉課に送付されたものであり、庁内文書に該当するため、メール本文と各通知文の添付ファイルを印刷し、メール本文に既読の確認の押印をする形で課長及び担当職員に回覧の方法で周知しており、文書管理規則に基づいた供覧の処理を行っていないので、文書不存在であるとしている。

- (2) 異議申立人は、「不存在は違法かつ不当。開示しない理由の「文書管理システムによる合議を用いて職員への周知徹底を行ったわけではなく」とあるが、不適切な文書の扱いであり、内容も理解できない」と主張しているので、本件開示請求に係る文書の取扱いについて検討する。
- (3) さいたま市は、文書管理規則により、文書の管理について基本的な事項を定めている。同規則第13条は、「收受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムに所要事項を記録した上で、電子文書管理システムに記録した電磁的記録により、又は供覧用紙（様式第4号）を用いて、関係者に供覧しなければならない。」と定めている。また、同条第3号で「報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された文書（第12条第4項に規定する文書を除く。）」と規定しており、「收受した文書」は同規則第12条第4項に規定する文書を除き、同規則第13条各号に該当する文書は関係者に供覧しなければならないことになる。
- (4) 文書管理規則第12条は第1項で、「配布を受けた文書又は直接受領した文書については、電子文書管理システムに所要事項を記録することにより收受し、文書收受発送簿（様式第2号）を調製するものとする。」、同条第4項で「配布を受けた文書又は直接受領した文書が庁内文書、刊行物その他これらに類する文書であるときは、前3項の規定による処理を省略することができる。」と規定している。

すなわち、「配布を受けた文書」が「庁内文書」であるときは、同規則第12条の規定に基づいた收受の処理を省略でき、また同規則第13条第3号は同規則第12条第4項に規定する文書を除いているため、庁内文書は供覧しなければならない文書からも除かれることになる。

- (5) 当審査会において、市の文書事務を総括する総務局総務部総務課に確認したところ、文書管理規則第12条第4項に規定された「庁内文書」とは、文書管理規則や文書事務の手引に明確な定義はないが、業務上では庁内文書とは、「市の機関内で相互に送達する文書及び機関の間で相互に送達する文書」のことを指すと認識しているとのことである。

本件開示請求に係る文書は、保護課から西区役所福祉課宛てに送付された文書（市の機関内で相互に送達する文書）であり、「庁内文書」に該当する。したがって、同規則第12条第4項に規定された「收受」の手続を省略することができることから、同規則第13条に規定された「供覧」の手続を行わなければならない文書から除かれることになり、実施機関が、本件開示請求に係る文書を電子文書管理システムによる供覧の手続をしなかったことは妥当である。

(6) なお、実施機関は理由説明書において、「供覧の方法により所属職員に周知することが望ましい文書であったと考える。」と述べているが、口頭意見陳述時の説明において、実施機関としては、生活保護の決定や生活保護受給者の処遇を決定するときなどに指針になるものについて、供覧していくと考える。つまり、理由説明書に記載のあった、供覧で周知することが望ましい文書であったと考えますというのは、そのような趣旨で記載した。生活保護事務は国からの通知をまとめた実施要領という物を各職員が手元に置いて事務を行うが、それを補足するような通知が国などから送付される。そのような生活保護の決定をする指針は、今居る職員だけでなく、その後異動で来た職員にも、継続的に周知する必要があるため供覧していくとした、と補足説明している。

また、「報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された庁内文書」は、文書管理規則第13条で供覧しなければならない文書からは除かれているが、文書事務の手引に記載があるように、必要に応じ所属の判断で供覧も可能である。本件開示請求に係る文書は、「庁内文書のうち、報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された文書」に該当するため、回覧により周知したことは不適切な文書の取り扱いではないとも説明している。

実施機関は本件開示請求に係る文書を課内に周知した方法が文書管理規則に違反した取扱いではないと主張しているのである。

(7) 以上のとおり、実施機関が本件開示請求に係る文書を、文書管理規則に基づき供覧したのではないことは明らかであり、供覧文書が不存在であるとの実施機関の主張に不自然な点もない。また、文書管理規則に基づき供覧した文書の存在を認められる具体的な事情も存在しない。

したがって本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 5月11日	諮問の受理
②	同 年 5月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 5月28日	審議
④	同 年 6月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)